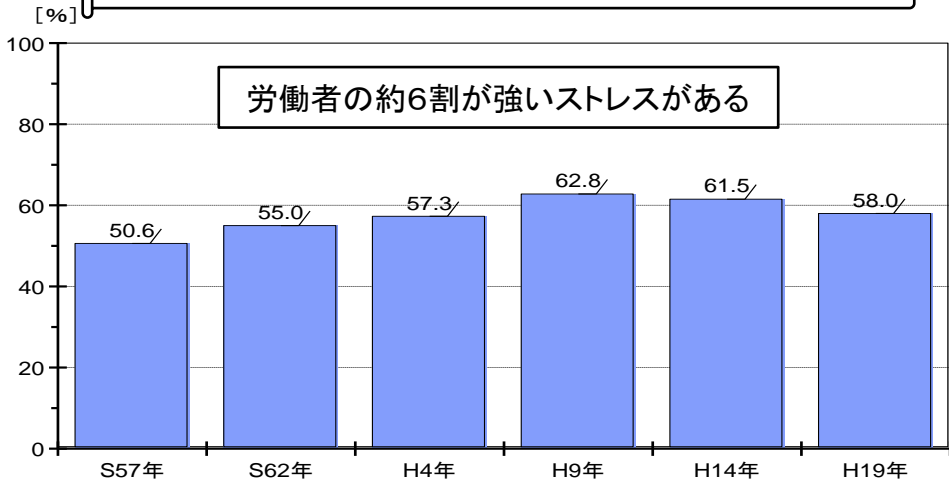


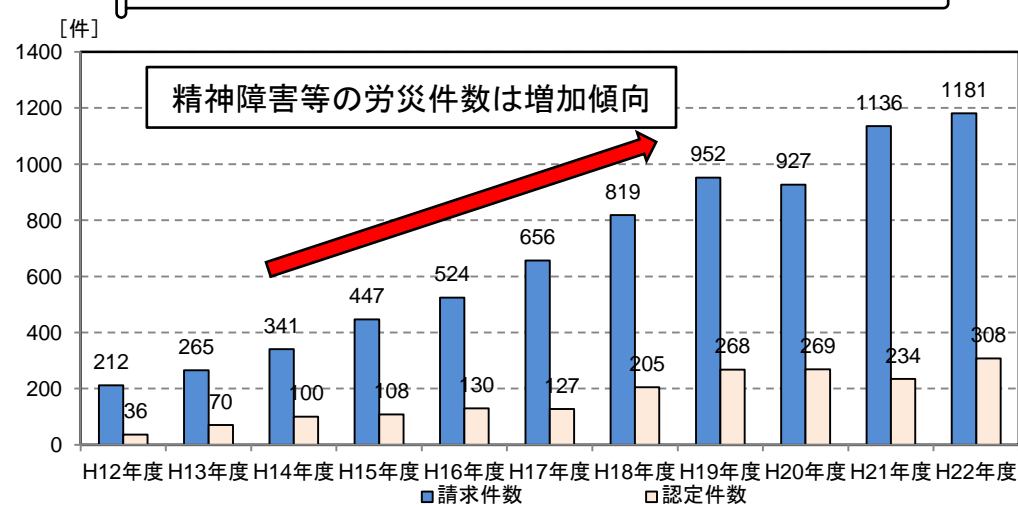
職場でのメンタルヘルスの現状

強い不安、悩み、ストレスがある労働者の推移



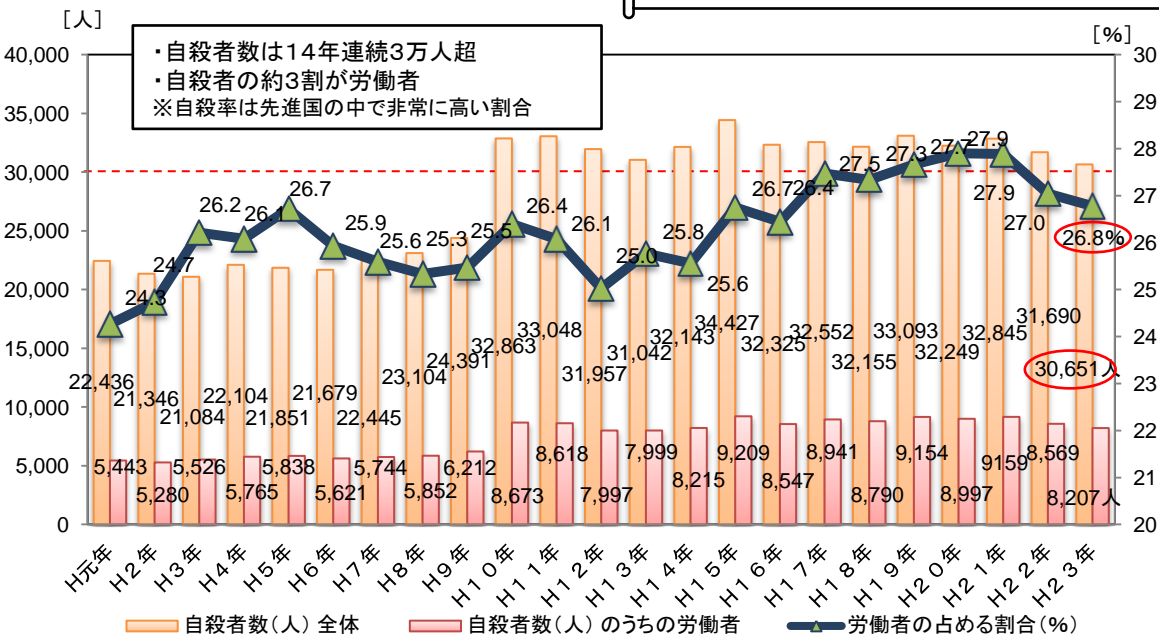
出典: 労働者健康状況調査(厚生労働省)

精神障害等の労災補償状況



出典: 厚生労働省労働基準局労災補償部調べ

自殺者の推移とその原因・動機



出典: 警察庁調べ

勤務問題を理由とする自殺者は約2,700人(平成23年)
※労働災害による死亡者数は1,195人(平成22年)

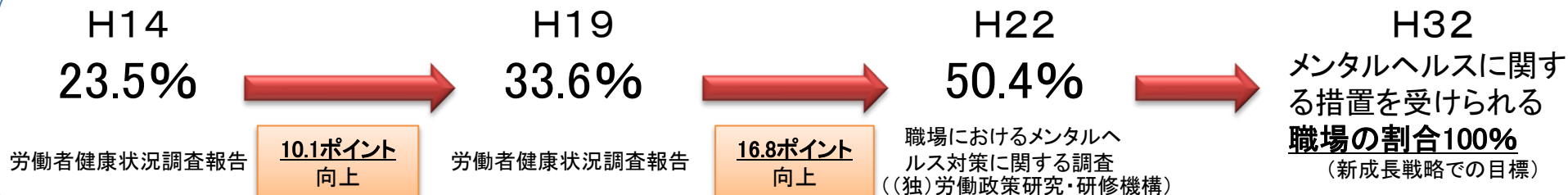
(単位: 人)

自殺者数	原因・動機 特定者	自殺の原因・動機							
		家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	
H23年	30,651	22,581	4,547	14,621	6,406	2,689	1,138	429	1,621
H22年	31,690	23,572	4,497	15,802	7,432	2,590	1,103	371	1,533
H21年	32,845	24,434	4,117	15,867	8,377	2,528	1,121	364	1,613
H20年	32,249	23,490	3,912	15,153	7,404	2,412	1,115	387	1,538
H19年	33,093	23,209	3,751	14,684	7,318	2,207	949	338	1,500

出典: 警察庁調べ

職場でのメンタルヘルス対策の取組状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場割合



取組の具体的内容

●「管理監督者への教育研修・情報提供」	51.0% (H22) (34.5% (H19))
●「職場復帰における支援」	16.8% (H22) (18.0% (H19))
●「事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供」	14.5% (H22) (12.1% (H19))

取り組んでいない理由

●「必要性を感じない」	42.2% (H22) (28.9% (H19))
●「専門スタッフがいない」	35.5% (H22) (44.3% (H19))
●「取り組み方が分からない」	31.0% (H22) (42.2% (H19))

職場でのメンタルヘルス対策の推進

事業場での基本的取組事項

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年公示第3号）に基づく取組の促進

- 衛生委員会等での調査審議
(心の健康づくり計画等)
- 事業場内体制の整備
(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任)
(セルフケア、ラインによるケア、産業保健スタッフ、外部機関)
- 教育研修の実施
(一次予防)
- 職場環境等の把握と改善
(一次予防)
- 不調の早期発見・適切な対応
(二次予防)
- 職場復帰支援
(三次予防)

事業場の取組を支援する施策

I 都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

- メンタルヘルス対策の具体的な取組についてメンタルヘルス対策支援センターと連携した指導・助言

II 全国の「メンタルヘルス対策支援センター」による事業場の取組支援

- 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
- 職場の管理監督者に対する教育の実施
- 職場復帰支援プログラムの作成支援
- メンタルヘルス相談機関の登録・紹介
- 事業者、産業保健スタッフ、行政機関等とのネットワーク形成

III その他メンタルヘルス対策の実施

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供（アクセス数 月8万件以上）
- 産業医等に対する研修の実施
- 労災病院 等

メンタルヘルス対策支援センター事業の概要

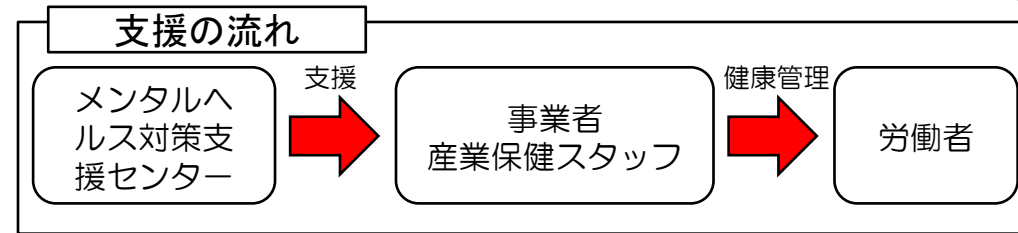
趣旨・目的

- 地域での職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県に設置（注）
- メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援

事業内容

（注）国の委託事業として医師等の相談員を配置している。

- 事業者、産業保健スタッフ等からの相談対応
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
- 職場の管理監督者に対する教育の実施
- 職場復帰支援プログラムの作成支援
- メンタルヘルス相談機関の登録・紹介
- 事業者、産業保健スタッフ、行政機関等とのネットワーク形成

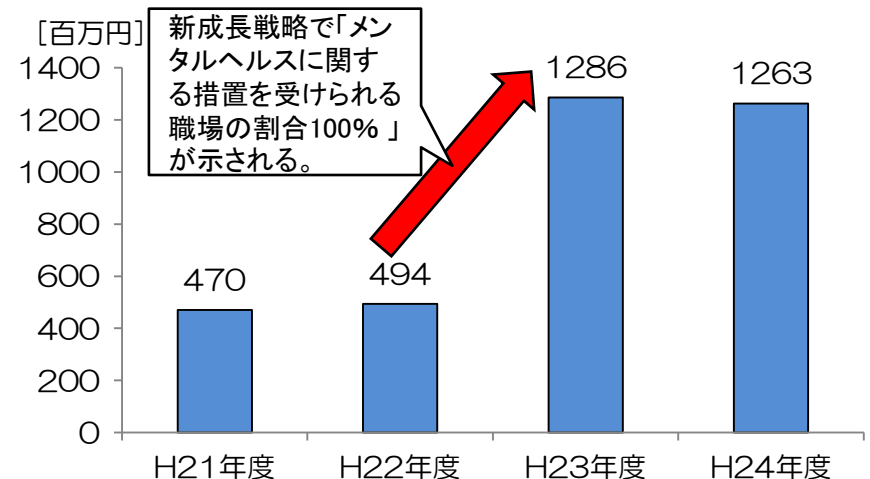


活動実績（H23年度）

事業者等からの相談件数		24,813件
事業場に対する 訪問支援件数	助言・指導	20,247件
	管理監督者への教育	4,859件
	職場復帰支援プログラムの作成支援	673件
メンタルヘルス 相談機関の 登録・紹介件数	登録機関（累計）	37機関
	紹介	105件

※ 実績は延べ数

予算額の推移



(参考)働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 「こころの耳」事業の概要

事業者、産業保健スタッフ、労働者等に対し
総合的な情報提供を実施。

- メンタルヘルスに関する基礎知識
 - 職場環境改善のための参考事例
 - 各種支援・助成制度
 - 専門の相談機関や医療機関
 - 統計情報
 - 関係行政機関の情報
- 等



<http://kokoro.mhlw.go.jp>

現状分析

- 現在、メンタルヘルス対策の「必要性を感じない」としている事業場にメンタルヘルス対策の動機づけをするため、メンタルヘルス対策支援センターが、取組の進んでいない事業場に積極的に訪問しているが、改正労働安全衛生法（平成23年12月に国会提出）が成立し、施行された場合には、
 - 全事業者に対し二次予防であるストレスチェックと面接指導の実施、その結果に基づく事後措置が義務づけられることになる。
 - ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者が事業者にも面接指導の申出をせず、地域の相談機関を利用することも考えられるので、質の高い相談機関をより一層確保する必要がある。
- 職場で求められるメンタルヘルス対策は、改正法で義務づけられるストレスチェックと面接指導等の実施のみならず、メンタルヘルス不調の未然防止から職場復帰支援まで総合的に行うことが望ましい。
- 他方、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行っている。アクセス数は年々増加している。（アクセス数 月8万件以上）

メンタルヘルス不調
の未然防止
(一次予防)

メンタルヘルス不調の
早期発見と適切な対応
(二次予防)

ストレスチェックと面接指導等の実施（法改正予定）

職場復帰支援
(三次予防)

(参考)労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要 (平成23年12月2日国会提出、継続審議中)

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日)

(参考)精神的健康の状況を把握するための検査(ストレスチェック)と面接指導

医師・保健師がストレスチェックを実施

一般定期健康診断の「自覚症状、他覚症状の有無の検査」に併せて実施
※別途実施も可能

○ひどく疲れた

○不安だ

○ゆううつだ

・
・
・

①結果の通知

①'労働者の同意を得て事業者へ通知

気づきの促進

労働者

②面接の申出

労働者の意向を尊重

不利益な取扱いをしてはならない

⑥事後措置の実施

時間外労働の制限、作業の転換の措置

事業者

申出後は事業者が対応

③面接の実施依頼

⑤医師からの意見聴取

時間外労働の制限、作業の転換について意見

医師
(産業医、地域産業保健センターの医師)

④面接指導の実施

面接指導後受診

直接受診

相談

医療機関

相談機関

・保健所、精神保健福祉センター
・民間団体

【地域の機関】

連携の促進